

豊川市結婚支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の推進を図るため、結婚を望む市民に出会いと交流の場を提供する機会を創出する事業を行うものに対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市結婚支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とするものは、市内に住所又は所在地を有する団体又は個人とする。

2 前項に規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）である団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 市税等の滞納があるもの

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、結婚を希望する独身の男女を対象に男女の出会いの場を創出する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の区域内で開催する事業（オンラインで開催する場合を除く。）
- (2) 20歳以上の独身の男女を対象として実施する事業
- (3) 参加者総数がおおむね10人以上である事業
- (4) 過半数の参加者が市内に居住し、又は勤務する者である事業
- (5) 参加者が男女同数であることを目標とする事業
- (6) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準に参加費が設定された事業

- (7) 公序良俗に反する内容等を含まない事業
 - (8) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業
 - (9) 市の施設を活用し、又は市の施策の推進につながる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (4) 同一年度において、他の制度から補助金等の交付を受ける事業
 - (5) 補助金の交付の決定を受けた日において、既に当該事業に着手している事業
 - (6) 補助金の交付の決定を受けた日が属する年度末までに完結しない事業
 - (7) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める事業
（補助対象経費）

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りで無い。
- (1) 補助事業者の構成員に対する人件費や謝礼
 - (2) 当該事業に係る補助事業代表者の謝礼金
 - (3) 景品、記念品、手土産代等の個人的経費
 - (4) 観察費、宿泊費、参加者及び補助事業構成員の交通費
 - (5) 参加者及び補助事業構成員の飲食費
 - (6) 事業の再委託料及び事務所の管理委託費
 - (7) 2万円以上の物品

- (8) 領収書等、支出を確認する証拠書類が提出できない経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が社会通念上適切でないと認める経費
(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率は、補助対象経費の10分の10とし、1事業につき3万円を限度とする。ただし、補助対象経費の額は、参加費その他の収入額の総額を総事業費から控除した後の額とする。

2 補助金の交付は、同一の者に対して、同一年度において2回を限度とする。
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施前20日までに、豊川市結婚支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要説明書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 参加者の住所又は勤務地及び当該参加者が独身であることの確認方法を示す資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市結婚支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(補助事業の内容の変更)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに豊川市結婚支援事業費補助金事業変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が補助事業の目的を損なわない程度の軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、豊川市結婚支援事業費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、豊川市結婚支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 事業に要した費用の領収書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市結婚支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市結婚

支援事業費補助金取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。